

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年9月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 クスリのアオキ能生店・コメリハードアンドグリーン能生店

所在地 糸魚川市大字能生1887番地1

設置者 株式会社クスリのアオキ 他1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（廃棄物等保管施設の位置、小売業者の開店時刻及び閉店時刻、駐車場を利用することができる時間帯、荷さばきを行うことができる時間帯）に関する届出

公告日 令和5年5月2日

3 意見の概要

(1) 糸魚川市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

届出上の荷さばきを行うことができる時間帯以外の時間に荷さばきが行われることが常態化しており、深夜や未明の時間帯での荷さばきはやめていただきたい。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和5年9月26日から令和5年10月26日まで